

加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、35人学級を小学校だけに留めず、中学校においても実施することが必要です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠です。また、障がいのある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも増えています。

本市でも、「心身ともに健やかに 自ら学び 明日に夢を抱き 郷土を愛する 心豊かなひとづくり」を教育大綱の基本理念に据え、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 小学校の３５人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への３５人学級を実施すること。
- 1 教職員の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。
- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。
- 1 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月１８日

韮 崎 市 議 会